

# ■ 委員会の審査状況 ■

## 〈常任委員会〉

総務、産業経済、文教警察及び環境厚生各常任委員会は、12月11日及び12日の2日間にわたり、それぞれの委員会室において、議案等を審査した。

企画観光建設委員会は、12月11日、12日及び13日の3日間にわたり、委員会室において議案等を審査した。

### 総務委員会

(委員長報告 令和元年12月18日本会議)

総務委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

#### 〔議案〕

当委員会に付託されました議案第96号など議案10件については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第96号「令和元年度鹿児島県一般会計補正予算」のうち、東京2020オリンピック聖火リレー実施事業に係る債務負担行為の内容及び委託事業者の選定方法等について質疑があり、「内容については、主に、聖火リレールート警備、出発式及び聖火ランナーの到着を祝うイベント等の開催、報告書の作成等に係る経費となっている。委託事業者については、県実行委員会において選定する予定としており、その選定に当たっては、地元事業者との共同事業体であることを条件に付することとしている」との答弁がありました。

次に、議案第102号「鹿児島県情報公開条例及び鹿児島県個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件」に関し、改正に至った理由について質疑があり、「他の都道府県の制度状況等を踏まえ、情報公開の一層の推進を図るため、公文書の開示決定等の期限を30日以内から15日以内とする等の改正をしようとするものである」との答弁がありました。

#### 〔請願・陳情〕

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情2件につきまして、いずれも不採択とすべきものと決定いたしました。また、継続審査分の陳情2件につきましては、1件を採択とすべきものとし、1件を継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第1004号「『鹿児島県情報公開条例』第12条（開示決定等の期限）の見直し求める陳情書」に関して、「開示決定等の期限については、今定例会において、30日以内を15日以内に見直す条例改正案が提出されているとして採択すべき」との意見があり、全会一致で採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1005号「安全対策施設の未完成的な川内原発の即時停止を求める陳情」に関して、「川内原子力発電所1、2号機の特定重大事故等対処施設について、原子力規制委員会が定めた設置期限日までは、しっかりと状況を見守ることが大事である」として継続審査を求める意見と、「九州電力は、設置期限までに川内原子力発電所1、2号機の発電を停止し、定期検査を実施することを表明する文書を原子力規制委員会に提出しており、これを受け、原子力規制委員会は、川内原子力発電所1、2号機に対して使用停止を命ずることはしないとしていることから、国・原子力規制委員会への意見書及び九州電力への要請書の提出は必要

ない」として不採択を求める意見があり、取扱い意見が分かれていましたが、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1006号「所得税法第56条廃止を求める陳情」に関して、「一人一人が労働者としてしっかりと認識をした形で、所得税法を考えていただきたい。国を動かすためにも、地方から意見書を上げていくことが大事である」として採択を求める意見と、「国が推進している所得税の青色申告制度では、一般の記帳よりも水準の高い記帳をし、その帳簿に基づいて正しい申告をすることにより、所得の計算等について有利な取り扱いを受けることができ、家族従業員についても必要経費の特例が認められている」として不採択を求める意見があり、取扱い意見が分かれていましたが、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

### **【県政一般】**

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

男女共同参画局関係では、今年度中に改定することとしている「鹿児島県人権教育・啓発基本計画（2次改定）素案」について説明がありました。

委員から、性的虐待防止の観点から、幼少期からの人権教育としての性教育の必要性について質問があり、「今回の計画においては、就学前からの人権教育の中に、自尊感情を育む取組として盛り込むこととしている」との答弁がありました。

委員からは、「計画策定の際は、その意識をしっかり持って取り組んでほしい」との要望がありました。

監査委員事務局関係では、平成30年度決算において、地方自治法の規定に反する歳出予算の流用が行われたことに対する監査委員事務局の対応について質問があり、「今回の事案を受け、処理の顛末やその原因について、担当課の随時監査を実施した。今後は、今回の件を踏まえ、より厳格な決算審査及び定期監査に努めていきたい」との答弁がありました。

委員からは、「監査委員は最後の牙城である。今回の事案を踏まえた対応策を示してほしい」との要望がありました。

## **産業経済委員会**

**（委員長報告 令和元年12月18日本会議）**

産業経済委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

### **【議案】**

当委員会に付託されました議案第96号など議案3件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第96号「令和元年度鹿児島県一般会計補正予算」のうち、赤潮被害緊急支援事業の適用範囲について質疑があり、「本年9月に八代海で発生した赤潮に伴い、地元漁協によるへい死魚の埋設処理等に要した経費の一部を助成するものである。今回は長島町で漁業被害が発生したが、他の市町村でも同様の事態が発生した場合は、助成の対象となる」との答弁がありました。

次に、議案第111号「鹿児島県卸売市場条例等を廃止する条例制定の件」に関して、条例廃止の理由などについて質疑があり、「条例の廃止は、卸売市場法の改正に伴い、地方卸売市場の開設や取引規制などの規定を県条例で定める必要がなくなったことによる」との答弁がありました。

### **【請願・陳情】**

次に、請願・陳情につきましては、継続審査分の陳情3件について、2件を採択、1件を継

続審査すべきものと決定しました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

県主要農作物種子条例の制定に係る陳情第2001号及び第2004号について、「県は、条例の制定に向けて、幅広く関係者等の意見を聞きながら検討を進め、このたび、条例骨子案を作成したところであり、陳情者の願意に沿った取り組みがなされている」との意見があり、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

### 〔県政一般〕

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

商工労働水産部関係で、「かごしま外国人材受入活躍推進戦略（案）について」、論議が交わされました。

委員から、「外国人材の確保に係る地域間競争が激化している中、本県が選ばれるために、どのように差別化を図っていくのか」との質問があり、「生活費が安く通勤距離が短いなどの暮らしやすさ、鹿児島ならではの地域住民との交流など、本県の魅力をしっかりと発信していくことが大事である」との答弁がありました。

また、外国人材の受入れ・定着に向けた環境整備に関して質問があり、「日本語教室の開催や外国人が入居しやすい住宅の供給促進、外国人児童生徒に対する学習環境の整備など、市町村や関係機関と連携を図りながら、外国人が住みやすい地域づくりに取り組むこととしている」との答弁がありました。

さらに、人手不足が深刻な介護分野での外国人材の受入れに関して質問があり、「介護福祉士を目指す留学生や技能実習生など、外国人介護人材を安定的に受け入れる仕組みの構築について早急に検討することとしている」との答弁がありました。

委員からは、「先般、連携協定を結んだベトナムとの関係強化を図りつつ、今後有望とされるミャンマーやフィリピンなど新たな送り出し国との関係も構築するなどして、引き続き、外国人材の安定的な受入れに努めていただきたい」との意見がありました。

最後に、県政一般の一般調査について申し上げます。

農政部関係では、昨年来発生している、サツマイモ基腐病に対する取組状況について質問があり、「リーフレットや研修会等を通じて、苗消毒や排水対策など基本技術の徹底を周知するとともに、マルチ栽培による早期植付の推進などに取り組んでいる。また、国と連携して実施した疫学調査では、排水対策の重要性が確認された」「さらに、農業開発総合センターでは、基腐病の発生メカニズムの解明に向けて、国や宮崎県との共同研究を行っているほか、農業登録の拡大に向けて農薬メーカー等と連携した取組などを進めている」との答弁がありました。

委員からは、「病害が発生していないほ場の生産者とも情報交換しながら、より効果的な防除対策を講じていただきたい」との要望がありました。

## 企画観光建設委員会

（委員長報告 令和元年12月18日本会議）

企画観光建設委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

当委員会では、県民が高い関心を寄せております企画部の「新たな総合体育館の候補地選定の経緯と今後の進め方について」を特定調査事項とし、新たな総合体育館関連の陳情1件とあわせて、集中的に審査いたしました。

審査に当たりましては、十分かつ丁寧な審査を行うため、会期中の日程を3日間に延長いたしまして、傍聴参加した委員外議員にも発言を許可するなど、長時間にわたり熱心な審査、論

議が行われましたことを、まず御報告します。

### 【議案】

それでは、まず議案について申し上げます。

当委員会に付託されました議案第96号など議案15件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第96号「令和元年度鹿児島県一般会計補正予算」のうち、新規事業の「鹿児島の国立公園周遊促進事業」の概要について質疑があり、「環境省が推進する国立公園満喫プロジェクトにおいて、全国の国立公園の中から、本県では、霧島錦江湾国立公園が選定され、インバウンドに向けた取組を行っている。当事業では、欧米豪の専門家を県内へ招聘して、霧島錦江湾国立公園のほか、屋久島国立公園や奄美群島国立公園も組み合わせて周遊・視察していただき、欧米豪からの誘客促進等を図ることとしている」との答弁がありました。

また、議案第112号「契約の締結について議決を求める件」に関し、インフレスライド条項の適用要件について質疑があり、「労務単価の改定時点において、残工期が2箇月以上ある工事が対象となり、急激な賃金等の変動による労務単価の上昇に伴い、残工事に相応する請負代金の1パーセント以上の増額がある場合に適用されることとなっている」との答弁がありました。

委員からは「インフレスライド条項の制度内容について広く周知を図るとともに、人手不足に対応する上でも、確実に労働者への賃金に反映されるよう努めていただきたい」との意見がありました。

### 【請願・陳情】

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情1件について、継続審査すべきものと決定いたしました。

新規付託分の陳情第3004号「鹿児島県新総合体育館の建設場所についての陳情書」及び企画部の特定調査につきましては、後ほど御報告いたします。

### 【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

土木部の関係では「建設業の働き方改革等に関する取組」について、論議が交わされました。

委員から、不調・不落対策について質問があり、「施工時期の平準化を行っている。また、担い手不足の中での対策の一つとして、現場を管理する技術者等の要件緩和にも取り組んでいる」との答弁がありました。委員からは、「人材確保のために働き方改革を進める一方で、生産性も上げなければならず、総合的な取組が必要であるが、働き方改革の取組が少しでも進むよう事業者への周知徹底をお願いしたい」との要望がありました。

次に、一般調査について申し上げます。

土木部の関係では、「鹿児島港本港区エリアまちづくり事業者公募に係る公募要項（素案）」に関して、委員から、今回の事業予定地及び募集する事業の内容等について質問があり、「今回の事業予定地は、同エリアのうち、ドルフィンポート敷地とウォーターフロントパークであるため、その点がわかるように公募要項の表記を工夫したい。また、中心市街地との融和性や回遊性、地域全体への相乗効果や地元商業者との協業に配慮するとともに、同エリアを拠点として県全体に波及効果が及ぶよう、全県的な視野に立って公募要項を作成することとしている」との答弁がありました。

### 【新たな総合体育館関係の集中審査】

それでは、集中審査いたしました新たな総合体育館関係の審査結果について、御報告申し上げ

げます。

新規付託分の陳情第3004号「鹿児島県新総合体育館の建設場所についての陳情書」につきましては、特定調査であります「新たな総合体育館の候補地選定の経緯と今後の進め方について」とあわせて、審査したところであります。

まず、執行部に対する質疑について、主なものを御報告いたします。

「整備予定地の決定に当たって、県議会、県民の皆様から理解を得るにはどの程度のスパンが必要と考えているか」との質問に対し、「今回、新たな候補地についての検討結果をお示しし、今まさに本会議、それからこの委員会で、様々な角度から御論議いただいている。今議会で、即、決めていただくということではない。様々な諸課題があるので、その都度、県として取り組んでいることについて、丁寧に県議会に説明し、それを県民の方々が、この県議会での御論議を通じて知り、また御意見をいただく、ということの積み重ねにより、最終的に意見が収斂されていくと思うが、その時期について、今の時点で明言することは難しいと考えている」との答弁がありました。

委員からは、「様々な判断をするための情報が不足している。情報を収集し発信するには、やはり一定の予算を使わないと出来ないこともある。正確な情報を出し、しっかりと良いものを、良い場所に、県民の理解を得て作るということに努めてほしい。鹿児島市等との連携もしっかり取って、情報発信に努めていただきたい」との意見もありました。

また、県民の意見聴取について「屋久島空港滑走路の延伸計画では、事業の企画、計画段階から、県民の意見を募集する住民参加形の、パブリック・インボルブメントといった手法をとると聞いているが、体育館建設において、今までこのような形で意見を聞いたことがあるか、また今後そのような計画はあるか」との質問があり、「これまでそのような機会はなかった。整備候補地の議論の他、今後、検討しなければならない課題が多々あるが、それらも含めて、いずれかの段階で、県民意見を募集するような機会は、必ず設けなければならないと考えている」との答弁がありました。

委員からは「早い段階で、県民からの意見聴取を取り入れて欲しい」との要望がありました。

また、「体育館単体で収益を上げること考えていないということは、維持費等は県民の税金から出していくことになる。なぜ、収益を上げ、なおかつ、その地域に経済波及効果も見込める建物を作る、という方向にいかないのか」という質問に対して、「複合施設、いわゆるホテル、ショッピングセンター、映画館といったところの使用料を、施設の運営費、維持管理費に充てるという発想であるが、県としては、まず第一義的に、スポーツ振興の拠点であるということ。それから、多目的利用による交流拠点としての機能があるということを考えてときに、そのような施設は今のところ考えていない。県財政が非常に厳しい状況であるが、総合体育館は、県民からのニーズ、期待も高いということで今後進めていかなければならない、県政の重要な検討課題であると考えている。赤字を減らす方策は、民間活力の導入も含めて、今後検討して参りたい」との答弁がありました。

このような論議を踏まえた委員会としての意見を申し上げます。「執行部においては、今回、委員及び委員外議員から出された多くの御意見、様々な質問や課題などをしっかりと受け止めて、拙速に進めることのないよう取り組んでいただきたい。また、何か変更があった場合などは、その中身をしっかりと検証し、検討していく必要があるので、今後も丁寧な説明と対応をお願いしたい」ということでございます。

以上のような、執行部への質疑及び特定調査に対する委員会の意見を踏まえ、陳情第3004号につきましては、「新たな総合体育館の整備候補地の選定の判断材料となる情報がもう少し必要である。様々な調査等を行い、その情報を提供していただき、改めて検討する必要がある」として、全会一致で継続審査すべきものと決定いたしました。

委員から「これまでの様々な論議を十分に踏まえ、県民及び議会の理解を得られるように、執行部におかれましては、今後とも慎重かつ丁寧に、調査等に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

# 文教警察委員会

(委員長報告 令和元年12月18日本会議)

文教警察委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

## 【議案】

当委員会に付託されました議案第96号など議案6件につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第123号「指定管理者の指定について議決を求める件」に関して、霧島自然ふれあいセンターの指定管理者導入後の効果について質疑があり、「今回、指定管理者として選定された学校法人には、これまで実施してきた青少年育成のための様々な事業を継続していただくとともに、新たなイベントや専門学校運営のノウハウを生かした生涯学習講座などの提案もいただいているところであり、それらの実施により、利用者の幅を広げることが期待される」との答弁がありました。

## 【請願・陳情】

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情4件につきましては、2件を採択、2件を不採択とすべきものと決定し、継続分の陳情2件については、いずれも継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第4004号「障害者基本法第29条司法手続きの配慮」に関して、「障害があることにより、弁護士が受任に至らないことや民事訴訟が容易に出来ないのは、あるべき状況ではない」として採択を求める意見と、「具体的な状況を調査すべき」などとして継続審査を求める意見と、「弁護士の受任や民事訴訟への配慮は、国の責務である」として不採択を求める意見があり、取扱い意見が分かれていましたが、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、刑事事件において実施されている障害者への配慮について質疑があり、「犯罪捜査規範や警察庁作成の教養資料に基づき、取調を行う時間や発問方法等に配慮するなど、障害の状況に応じた適切な対応を徹底している。また、被疑者を逮捕し、弁解の機会を与える時に、障害者に限らず、弁護人選任手続きや接見についても説明し、申し出があれば、弁護士会等へ連絡している」との答弁がありました。

## 【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

教育委員会関係では、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」論議が交わされました。

今年度から新たに組み込まれている、SOSの出し方に関する教育の内容について質問があり、「児童生徒が悩みを抱えたときに、どのように助けを求めれば良いのかを具体的かつ実践的な方法で学ぶこととしており、臨床心理士や社会福祉士などの専門家を学校に派遣し実施している。今年度の実施校は小中学校八校であるが、その取組を各学校に波及させたいと考えている」との答弁がありました。

さらに、フリースクールとの連携や適応指導教室の設置について質問があり、「フリースクールについては、不登校等の課題を抱えた児童生徒の支援に貢献いただいているだけでなく、いじめ問題対策連絡協議会にも参画いただいております。今後も連携を深めていきたいと考えています。また、適応指導教室については、設置が22市町にとどまっていることから、設置の推進について、市町村に対し、財政面や体制の在り方などについて助言してまいりたい」との

答弁がありました。

委員からは、「最終的に、子どもたちが本来の教室に復帰して、勉強できるように支援していただきたい」との要望がありました。

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

教育委員会関係では、「鹿児島市南部地区特別支援学校基本設計の概要」に関し、総事業費約70億円の財源について質問があり、「国庫負担金や交付金、起債等の活用を想定しているが、実施設計を進める中で検討してまいりたい」との答弁がありました。

さらに、「これまでの施設にない設備はあるのか」との質問があり、「職業教育の充実を図るため、最近の高等部生の就職先を考慮し、喫茶実習室、流通実習室、清掃実習室などの特別教室を整備することとしている」との答弁がありました。

次に、警察本部関係では、本年1月から10月末までの児童虐待の通告児童数が1,306人となっており、前年と比較して、442人増加しているとの報告を踏まえ、新設された児童虐待対策官の役割について質問があり、「県警察における児童虐待事案の窓口として明確化し、児童相談所など関係機関との『顔の見える関係』を構築し、連携強化を図るために設置された。児童相談所や関係機関と定期連絡会等を開催しており、出水市の児童虐待事案を受け、先月も中央児童相談所・大隅児童相談所・大島児童相談所と会議を開催したところである」との答弁がありました。

さらに、特別班の創設や児童相談所への警察官常駐の可能性について質問があり、「体制等については、組織改編等を伴うものであり、しっかり努力してまいりたい。なお、警察官の知見活用として、現在、中央児童相談所に、警察官OB1名が非常勤として配置されている」との答弁がありました。

委員からは、「昨日までの一般質問の中で、警察本部長が児童虐待について、心情を吐露された部分があり、素晴らしいと感じた。ぜひ、そのような気持ちで県警察が一丸となって児童虐待事案に対応していただきたい」との要望がありました。

## 環境厚生委員会

(委員長報告 令和元年12月18日本会議)

環境厚生委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

### 【議案】

当委員会に付託されました議案第96号など議案4件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第96号「令和元年度鹿児島県一般会計補正予算」のうち、原爆被爆者へ支給される健康管理手当の国庫返還に伴う歳出予算補正に関し、国庫返還となった経緯等について質疑があり、「被爆者援護法第27条に基づく健康管理手当について、当時の担当職員が、支給期間の満了を迎えた被爆者31名に対し、法令等で規定されている手続き案内や審査事務及び決裁手続きを行うことなく、期間満了後も手当が支給されるようシステムのデータを不正に書き換え、外形上、不備がない支出関係資料により決裁処理を行っていたことが判明した。そのため、法令で規定されている事務決裁手続きを経ずに支給した手当相当額について、国庫返還が必要となったものである。本件に係る賠償責任や請求額については、法律相談を重ね、賠償責任等審査会の審査結果も踏まえて検討を行い、当時の担当職員に対し、民法第709条の規定に基づき、国庫返還金相当額の全額を請求することとした」との答弁がありました。

委員からは、「今後、同様の事案が発生することのないよう、チェック体制を強化し、再発

防止に向けて取り組んでいただきたい」との要望がありました。

#### 〔請願・陳情〕

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情2件のうち、1件については、一部を継続審査、一部を不採択とすべきものと決定し、1件については、不採択とすべきものと決定いたしました。

陳情第5003号「厚生労働省による『地域医療構想』推進のための公立・公的病院の『再編・統合』に抗議し、地域医療の拡充を求める陳情書」については、「厚生労働省の動向等を見極めていくべきである」として継続審査を求める意見と「地域医療において公立・公的医療機関が担う役割を踏まえ、願意は理解できる」として採択を求める意見のほか、「厚生労働省による医療機関の公表は、地域医療構想の取組をさらに進めていくという観点から行われたものであり、医療機関そのものの統廃合を機械的に決めるものではないとされていることから、不採択とすべきである」との意見があり、取扱い意見が分かれましたが、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

#### 〔県政一般〕

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

くらし保健福祉部関係では、「かごしま子ども未来プラン2020（素案）」について論議が交わされました。

委員から、重点数値目標を設定する上での基本的な考え方について質問があり、「現計画で設定している重点目標の中で、達成できていない項目については、継続して数値目標を設定し、取組をより計画的に推進することとしている」との答弁がありました。

委員からは、「『子育てのしやすさ』や『仕事と家庭の両立のしやすさ』については、具体的な数値を掲げて、取組を推進していただきたい」との意見がありました。

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

環境林務部関係では、奄美の世界自然遺産登録に関し、IUCNによる現地調査への対応について質問があり、「10月8日から10日にかけて、奄美大島と徳之島において、IUCNの調査員2名による現地調査が行われた。調査においては、昨年の勧告を踏まえて新たに推薦地に編入した地域の確認、アマミノクロウサギなどの希少な固有種の観察、地元住民との意見交換が行われ、遺産としての価値、世界自然遺産登録に向けた各般の取組について御理解いただけるよう最大限努めたところである」との答弁がありました。

委員からは、「世界自然遺産登録に向けて、より一層の気運醸成を図るとともに、ノネコ・ノイヌ対策についても関係機関や市町村等と連携しながら取組を進めていただきたい」との意見がありました。

### 〈特別委員会〉

#### 海外経済交流促進等特別委員会

(令和元年12月16日)

#### (調査事項)

アジア諸国等との海外経済交流の促進等に関する調査

#### (調査概要)

11月のオーストラリアの現地調査を中心に、執行部への質疑を行った。



## 予算特別委員会

(令和元年12月10日)

令和2年度当初予算に関する調査を目的とする予算特別委員会が設置されたことに伴い、互選により委員長に永井章義委員を、副委員長に上山貞茂委員を選任した。

## 〈議会運営委員会〉

(令和元年12月17日)

### 協議事項

#### 1 討論について

##### (1) 討論区分について

討論区分表のとおり、共産党のたいら議員が議案7件及び陳情3件について、無所属の下鶴議員が議案2件について反対討論を行うことが確認された。

##### (2) 討論時間について

議会運営委員会申合せ事項が確認された。

#### 2 議案採決区分について

議案等採決区分表が確認された。

#### 3 請願・陳情採決区分について

請願・陳情採決区分表が確認された。

#### 4 意見書案について

県民連合が提出した「教職員定数の改善及び義務教育費の十分な財政措置を求める意見書」案については、柳議員が提案理由説明を行うこと、自民党が反対すること、発議者は県民連合の議会運営委員及び共産党のたいら議員とすること、質疑・討論はなく、採決方法は起立採決とすることが確認された。

#### 5 議員派遣について

議員派遣の件が3件あり、全会派等賛成で、提案理由説明、質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。

#### 6 閉会中の継続審査事件について

##### ① 議会運営に関する事項について

##### ② 議長の諮問に関する事項について

とすることが決定された。

#### 7 12月18日の議事日程について

議事日程が了承された。

#### 8 令和2年第1回定例会の会期日程案（見込み）について

総務部長から次期定例会の招集日の見込みは2月20日頃との説明があり、同日が開会日と

なった場合の会期日程案（見込み）が事務局から提示された。

## 9 その他

小園委員から、所管の常任委員会だけでは時間的な制約もあることから、会派代表者会議で特別委員会設置について議論をしていただきたい旨の要望があった。

また、柳委員から、体育館の問題だけではなく、ドルフィンポートの問題も議論しなければならないこと、様々な部局に議論が及ぶことから、特別委員会を設置して議論を深めていただきたい旨の要望があった。

当該案件については、会派代表者会議で取扱いを協議することとされた。